

6 里親として

里親には子どもへの虐待の禁止、義務教育のほか必要な教育を受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報告などの義務があります。

7 里親会について

山梨県には、里親制度の普及や里親自身の資質の向上を目的とした里親の集まりである『山梨県きずな会』があります。

里親のニーズに沿った研修会の実施や会員同士の親睦を図るための交流会などの活動を行っています。

8 里親に関する相談



里親制度に関心のある方、里親になりたい方は、お近くの里親養育支援機関や児童相談所にお問い合わせください。

里親養育支援機関（里親家庭や里親希望者の総合的な支援を行います）

- （社福） 子育て・発達の里 社会的養育機関エール里親支援センター
〒400-0123 甲斐市島上条 1440 番地
TEL 055-277-3093 FAX 055-225-6553 mail:satoohimawari@gmail.com

- （社福） 山梨立正光生園 里親支援センター・テラ
〒400-0856 甲府市伊勢 3-8-8
TEL 055-222-8012 FAX 055-288-8035 mail:terra-foster@y-risyou.net

里親支援機関（里親訪問などの支援を行います）

- （社福） 葛葉学園 里親支援機関レッタ【県の指定】
〒409-0623 大月市七保町葛野 2467
TEL 0554-22-4806 FAX 0554-22-4886 mail:kuzuha@kuzuha.or.jp

- 中央児童相談所 〒400-0851 甲府市住吉 2-1-17 TEL 055-288-1563
- 都留児童相談所 〒402-0054 都留市田原 3-5-24 TEL 0554-45-7838
- 山梨県子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1457

里親になりませんか

～子どもたちの未来のために～



子どもは、親の深い愛情につつまれて、家庭で心身共にすこやかに育つことが望まれています。しかし、さまざまな事情により、自分の家庭で生活することのできない子どもたちがいます。こうした子どもたちを親に代わって、愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。

山梨県

1 里親には種類があります

○養育里親 ※5年ごと更新

様々な事情があって家庭で養育できない子どもを、親が引き取るまでの一定期間、養育します。

○養子縁組里親 ※5年ごと更新

将来にわたって、親が養育する見込みがない子どもを、自分の養子とすることを前提に養育します。

○親族里親

親が死亡や行方不明、拘禁、疾病による入院等の事情により子どもを養育できなくなった際に、親族(祖父母、きょうだい等)が認定を受けて養育します。

○専門里親 ※2年ごと更新

虐待を受けた経験のある子どもや非行傾向や障がいのある子どもを、経験と専門知識を活かし、養育します。

2 里親の要件等

- ◎ 子どもの養育について理解と熱意と愛情を有すること。
- ◎ 経済的に困窮していないこと（親族である場合を除く）。
- ◎ 里親研修を修了していること（親族里親を除く）。
- ◎ 里親を希望する人及びその同居人が欠格事由(※)に該当しないこと。

※ 里親の欠格事由とは（児童福祉法第34条20）

里親希望者本人やその同居人が、児童虐待を行った者や児童買春・児童ポルノ禁止法等で罰金刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者、禁錮刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者などをいいます。

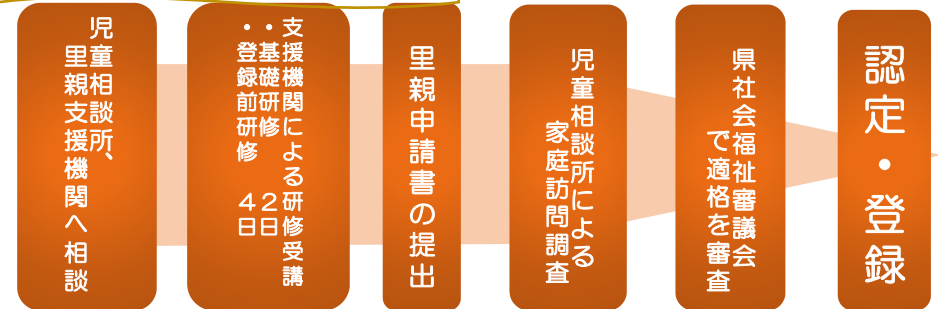
*その他、心身共に健康であることも求められます。



3 養育費

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。また、養育里親（含専門里親）には、里親手当が支給されます。

4 里親になるまでの流れ



5 子どもの紹介から委託まで

I 委託の検討

その子にふさわしい里親との組み合わせを検討します。

II 紹介

委託候補の子どもの状況などについて、里親候補者に説明します。

III 面会

里親候補者と委託候補の子どもと面会を行います。

IV 外出・外泊

子どもが里親と面会等で過ごす時間に不安を感じなくなった時点で、子どもとの外出や外泊を行います。

V 委託

里親宅に宿泊を重ね、里親と子どもとの関係に問題がない場合、正式に委託をします。

VI 委託解除

家庭引き取り、満年齢（18歳）、養子縁組成立などの理由により委託が終了となります。